

第 4939 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 3月11日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告が不要の配当所得

Q：昨年から株式投資を始め、配当所得が発生していますが、確定申告が不要のものもあるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

配当所得があっても、次の場合は確定申告をする必要がないこととなっています。

- ①内国法人から受ける配当（以下のものを除く）で、1回に支払いを受けるべき金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じて12で除した金額以下の金額である場合
 - ②内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等のうち、その配当等に係る事業年度終了の日においてその内国法人の発行済株式総数の3%以上に相当する数の株式を有する大口株主が支払いを受けるもの以外の場合
 - ③内国法人から支払いを受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われた場合（次の場合を除く）
 - ④特定投資法人の投資口の配当等
- これらの配当は、確定申告が不要ですが、次のいずれかによることも認められます。
- イ)確定申告をしないで20.42%(上記②から④の上場株式等は7.147%)の税率による源泉徴収にて課税を完結する方法
 - ロ)確定申告をして配当控除や税額控除を受ける方法
 - ハ)上場株式等の譲渡損失と損益通算するために確定申告をする方法

